

東南アジア・オセアニア地域

税務ニュース 2024 年 9 月号

September 2024 | Volume 36



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2024 年 8 月 31 時点)	p.2-3
インドネシア　　タイ　　ベトナム　　フィリピン	
マレーシア　　シンガポール　　オーストラリア	
3. 各国問い合わせ先	p.4

今月のハイライト

- オーストラリアにおいて 2024 年 7 月 4 日、第 2 の柱(Pillar2)に関する法案が下院に提出されました。法制化された場合、オーストラリア国内最低課税(DMT)およびオーストラリア所得合算ルール(IIR)は 2024 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度より適用され、オーストラリア軽課税所得ルール(UTPR)は 2025 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度より適用されます。
- インドネシアにおいて 2024 年 5 月 16 日、新首都「ヌサンタラ」における税制、関税の優遇措置に係る実施ガイダンスが発行されました。このガイダンスにより、優遇措置の適用方法などについて、その手続きや例外事項などが明確になりました。
- マレーシア投資開発庁は、NIMP2030 のもとでの再投資控除に関するガイドラインを公表しました。この再投資控除は、既存の再投資控除の利用を終えた一定の業種の会社が利用できます。AI や IoT、ブロックチェーン、ビッグデータ分析などの先進的な技術を採用していることなどの条件を満たした上で、MIDA への事前申請が必要になります。

各国税務ニュース(2024年8月31日時点)

インドネシア

新首都スサンタラにおける税制および関税優遇措置の実施



新首都「スサンタラ」における税制、関税の優遇措置を規定した GR12 に係る実施ガイダンスとして 2023 年 3 月に公布・発効された財務大臣規則 2024 年第 28 号(PMK-28)が、5 月 16 日に発行されました。PMK-28 では、優遇措置の適用方法などについて、その手続きや例外事項などが明確になりました。

タイ

ESG ファンド投資に対する税制優遇措置におけるアップデート



2023 年に導入された Thailand ESG Fund への投資に関する個人所得税の優遇措置について、追加的な優遇措置の適用が内閣により承認されました。追加の優遇措置により、2024 年以降取得分については所得控除額上限の引き上げと保有要件の緩和が行われています。

ベトナム

外国企業の輸出入権の実施について



外国企業の輸入権に基づき、輸入した商品の輸出を差し止めるケースが相次いでいることを受け、税関総局傘下の管理監督庁は 2024 年 7 月 29 日、外国企業の輸出入権の実施にあたり、ビンズオン省税関局に対して通関手続きについてのオフィシャルレター 1238/GSQL-GQ2 を発行しました。

請求書に関する政令の改正案

ベトナム財務省は、請求書に関する政令第 123/2020/ND-CP 号を改正する第 3 次草案を一般公募のために公開しました。

ベトナムに拠点を有していない外国貿易業者の定義に関する MoIT の見解

輸出加工企業がベトナム国内でみなし輸出入取引を行うことはベトナムに拠点を有していない場合に限るとの見解に関連して、税関総局(GDC)は関連省庁と協議を行いました。これに対して MoIT(Ministry of Industry and Trade)がオフィシャルレターを発行しました。

フィリピン

EOPT(納税簡易化法)のインボイス要件に関する Q&A



内国歳入庁(BIR)は 2024 年 7 月 11 日に通達(RMC No. 77-2024)を公表しました。2024 年 1 月 5 日に成立した EOPT によって、インボイス要件の改正がありました。RMC No. 77-2024 では改正後の取り扱いについて Q&A 形式で詳細に説明されています。

マレーシア

8月のマレーシア税制アップデート



新産業基本計画 2030(NIMP2030)のもとでの再投資控除

マレーシア投資開発庁(MIDA)は、NIMP2030 のもとでの再投資控除に関するガイドラインを公表しました。この再投資控除は、既存の再投資控除の利用を終えた一定の業種の会社が利用できます。AI や IoT、ブロックチェーン、ビッグデータ分析などの先進的な技術を採用していることなどの条件を満たした上で、MIDA への事前申請が必要になります。

シンガポール



事業用建物の改修・改築費用の所得控除に係る e-Tax Guide の更新

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2024年8月8日、事業用建物の改修・改築費用の所得控除に係るe-Tax Guideを更新しました。この更新により、2023年予算案で発表された適格改築・改装(Renovation or Refurbishment / R&R)費用についての加速償却の選択適用、2024年予算案で発表されたR&R費用の対象範囲の拡大、特定期間の2025-2027賦課年度への移行、その移行後の特定期間における加速償却の選択適用がe-Tax Guideに反映されています。

シンガポールドル以外の機能通貨による所得計算に係る e-Tax Guide の更新

IRASは2024年8月12日、シンガポールドル以外の機能通貨による所得計算に係るe-Tax Guideを更新しました。この更新により以下の項目の追加などが行われています。

- 機能通貨が異なる事業者間で行われた資産の無償譲渡などにおける資産簿価の換算方法
- シンガポールでの貸付利息およびREITからの分配に係る源泉所得税額は支払会社によって実際に源泉徴収されたシンガポールドルの金額に基づくこと

オーストラリア

Monthly Tax Update August



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

オーストラリアのPillar2に関する法案が議会に提出

2024年7月4日、第2の柱(Pillar2)に関する法案が下院に提出されました。法制化された場合、オーストラリア国内最低課税(DMT)およびオーストラリア所得合算ルール(IIR)は、2024年1月1日以降に始まる会計年度より適用されます。オーストラリア軽課税所得ルール(UTPR)は、2025年1月1日以降に始まる会計年度より適用されます。

Pillar2に関するATOの最新情報

オーストラリア税務局(ATO)は、Pillar2に関してウェブサイトを更新し、新規の申告義務の導入などについて言及しています。

重要鉱物および再生可能水素の生産などに係る税務インセンティブ

連邦政府が2024-25年度予算案にて発表した重要鉱物生産に係る税務インセンティブ(CMPTI)および水素生産に係る税務インセンティブ(HPTI)についてのコンサルテーションペーパーが公表されました。

詳細については、当社のタックスアラートをご参照ください。

トップ100プログラムに関する新しいガイダンス

ATOはトップ100の企業に対する所得税および消費税(GST)アシュアランスプログラムについて、新しいガイダンスを提供しました。

詳細は8月号ニュースレターをご参照ください。

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。
本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.